

奈良県告示第三十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、平成三十一年四月十六日山陵・中山土地改良区の定款の変更を認可した。

平成三十一年四月二十三日

奈良県知事 荒井正吾